資料２
横浜市公立大学法人評価委員会
平成 20 年７月４日

横浜市公立大学法人評価委員会の中間評価の考え方と進め方

平 成 20年 6月 11日
横浜市公立大学法人評価委員会

Ⅰ　基本的事項

中間評価は、中期目標期間（17～22 年度の６年間）の中間点における法人による自己点検・自己評価等をもとに、評価委員会がこの間の社会経済状況の変化を踏まえて専門的、総合的な視点により実施するものです。

この評価委員会による中間評価結果については、22 年度までの法人による中期目標の達成に資するとともに、23 年度を開始年度とする次期中期目標（中期計画）の策定に反映させます。

１　中間評価制度の評価委員会におけるねらい

中間評価は、中期目標期間の中間点（19 年度末時点）において、法人が自己点検・自己評価を行い、第三者委員会である評価委員会が評価を行うことで、法人の自主・自立性、効率性、透明性を高め、中期目標の達成に向けて、法人が解決すべき課題や中期目標の策定当初には想定していなかった状況に対応できるようにするものです。

また、地方独立行政法人法によれば、市長が中期目標を定めるには市会の議決を経なければならず、法人が中期計画を作成する場合は市長の認可を受けなければならないことになっています。つまり、市長が 23 年度を開始年度とする次期中期目標を策定するには、22 年度中に市会の議決を経ておく必要があります。

一方で、中期目標期間における法人業務の実績については、事後的に評価を行うことになっており、地方独立行政法人法のスケジュールでは中期目標（中期計画）についての評価結果を次期中期目標（次期中期計画）に関する検討に反映させることができません。

そこで、本市独自の制度として、中期目標期間の中間点において中間の評価を行うこととしています。

なお、国立大学法人では、中期目標期間の終了に先立ち、４年間の法人業務の実績についての評価を中期目標期間の評価とみなすこととしている（みなし評価）のに対し、本市の中間評価制度は、中期目標期間のみなし評価としての位置づけはしておりません。これは、中期目標期間の中間点において進捗状況を確認し、残る期間に法人が解決すべき課題等を明らかにすることを重視するためであり、中期目標期間の終了時に地方独立行政法人法第 30 条に基づく総合的な評定を実施し、評価結果を確定することとしています。

《 参 考 》地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）
第 30 条　地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
２　前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
（中期目標の期間の終了時の検討）
第 31 条　設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
２　設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

《 参 考 》中期目標（中期計画）と評価の関係

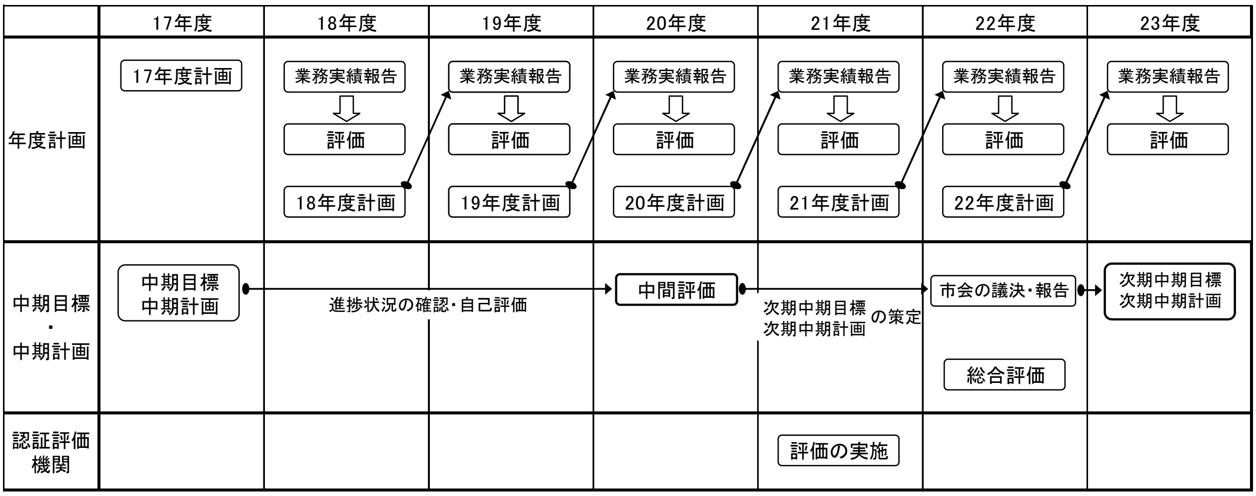

《 参 考 》国立大学法人の中期目標期間の業務実績の評価（みなし評価）について

　中期目標期間の業務の実績に係る評価は、教育研究等の質の向上や業務運営・財務内容に関する事項等について、各法人の中期目標の達成状況に基づいた評価を行うものである。
　一方で、評価結果を各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとするとともに、次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させせることができるようにするためには、中期目標期間の終了に先立ち、平成21年度の早い時期に暫定的な評価結果を明らかにすることが必要である。
　このため、～（省略）～「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の基本をなすものとして、平成16年度から19年度までの４年間の業務の実績について評価を実施する。
（「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」より抜粋）

２　中間評価制度の法人におけるねらい

中間評価にあたり、法人は、中期計画の目的・趣旨を再確認し、社会経済状況の変化なども踏まえ、自己点検・自己評価を行なうものとします。

この自己点検・自己評価をもとに、第三者委員会である評価委員会が評価を行うことで、法人は、中期計画の達成に向けて解決すべき課題や中期計画の策定当初には想定していなかった状況へ対応できるようにするものです。

また、次期中期計画の策定に向けた検討材料の一つとすることを目指します。

このため、法人は、

(1) 中期計画の策定当初の目的・趣旨を再確認します。
(2) 自己点検・自己評価を行うことにより、中期計画の達成に向けて、現時点での課題を明らかにします。
(3) 明らかになった課題について、解決するための方策を立て、22 年度までに計画を達成します。
(4) 評価委員会による中間評価を受け、法人全体の組織・業務等に関する改革をさらに推進します。
(5) 23 年度を開始年度とする次期中期計画の策定に向けた検討・作業材料の一つとします。

３　法人における自己点検・自己評価の視点

各年度の年度評価とは異なり、中間評価にあたっては、法人は、中期目標期間の中間点における中期計画に対する進捗状況という視点から自己点検・自己評価を行ない、これに基づき、「公立大学法人横浜市立大学の中期目標期間の中間点における業務の実績報告書」を作成します。

各年度計画は順調に実施していたとしても、各年度計画が中期計画のすべての項目を網羅しているとは限りません。中期計画に対して、評価漏れが無いよう、あらためて中期計画の内容を再確認しながら自己点検・自己評価を行なうものとします。

４　法人における自己点検・自己評価の基準

自己点検 自己評価	基　準
Ａ	**中期計画で設定した最終年度の水準を上回って達成できる見込みである** ・ 19年度末時点で、中期計画で設定した最終年度の水準を上回って達成している。 ・ 中期目標期間の終了時において、中期計画で設定した最終年度の水準を確実に上回って達成することができる見込みである。
Ｂ	**中期計画で設定した最終年度の水準を達成できる見込みである**
Ｂ+	**中期計画で設定した最終年度の水準を確実に達成できる見込みである** ・ 中期計画を実施していくにあたり、課題はない。 ・ 中期計画を実施していくにあたり、課題はすでに解決している。 ・ 中期計画を実施していくにあたり、課題はあるが、すでに解決策に従い解決に取り組んでいる。 以上のことから、中期目標期間の終了時において、中期計画で設定した最終年度の水準を確実に達成することができる見込みである。

B−	**中期計画で設定した最終年度の水準を概ね達成できる見込みである** ・ 中期計画を実施していくにあたり、課題はあるが、今後に向けた適切な解決策を見つけることができれば、中期目標期間の終了時において、中期計画で設定した最終年度の水準を達成することができる見込みである。
C	**中期計画を十分に実施できない見込みである** ・ 中期計画を実施するにあたり、課題があり、すでに19年度末時点で中期計画を十分に実施できておらず、今後に向けた適切な解決策も見つかっていない。
D	**中期計画を実施していない** ・ 検討は行なったが、社会経済状況の変化などにより、中期計画を見直す必要があり、事実上、事業や作業に着手していない。

法人における自己評価においては、ＢをＢ+とＢ−に分けることで、現時点での課題を明らかにします。

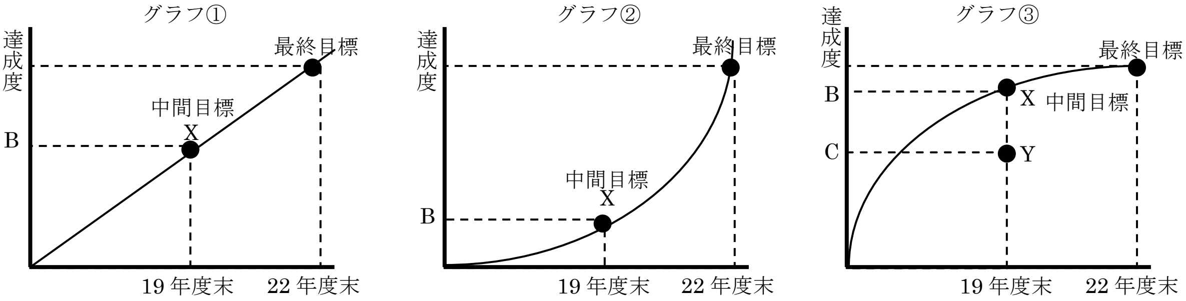

中期計画を策定した当時の目標・趣旨を再確認すると、想定していた目標が明らかになります。

グラフ②のような進捗を想定していたとすると、19年度末にＸの状態にあれば達成度は低くても評価はＢとなります。逆に、グラフ③のような進捗を想定していたとすると、19年度末にＹの状態であれば、達成度は高くても評価はＣとなります。

5　法人が実績報告書を作成するにあたっての留意点

【自己点検・自己評価の説明】

(1) 各年度におけるこれまでの取組を踏まえた内容を記入するものとします。また、取組が遅れている場合にはその理由を記入するものとします。

(2) 自主自立的な大学運営や教育研究活動等を円滑に進めるための工夫や法人化のメリットを活用した財政・組織・人事等の面での特色ある取組を記入するものとします。

【中期計画の達成に向けた課題及び解決するための方策】

(1) 自ら分析することにより明らかになった課題について、22年度までに目標を達成するための具体的な解決策や達成に向けたスケジュールを記入するものとします。

(2) 社会経済状況の変化などにより、中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じる恐れがある）場合には、その状況や理由（外的要因を含む）を記入し、また、中期計画を変更する必要がある場合には、どのように変更するかを記入するものとします。

【指標等】

(1) 評価委員会は、法人が示す指標等を基に評価を行うことから、法人は自己点検・自己評価の基となる具体的な指標や基準等を、別表を参考としつつ、できるだけ明らかにするものとします。

(2) 評価委員会が客観的な評価を行うことができるよう、できるだけ数値指標や他大学との比較など客観的な指標等を用いるようにします。

(3) 法人化前（16年度）や法人化初年度（17年度）の状態と比較することにより、進捗状況や達成状況が明らかになるものについては、数値指標に限定するものではありません。

(4) 法人は、自己点検・自己評価に対して説明責任を果たす必要があります。そこで、市民の視線に留意し、できる限りわかりやすく説明するよう努めるものとします。

Ⅱ　評価委員会における中間評価の進め方について

評価委員会は、法人から提出を受けた中間評価実績報告書や各年度の業務の実績報告書、業務の実績報告に対する指摘事項に対しての改善状況等に基づき、法人の意見を聴取しつつ、専門的な観点から総合的に評定を行い、評価を確定します。

評価委員会の評定の手続き及び評定の視点は次のとおりとします。

1　手続き

平成20年５月23日	第16回法人評価委員会において「中間評価の考え方と今後の進め方（案）」及び「実績報告書（案）」の承認
平成20年６月上旬	法人へ自己点検・自己評価に基づく実績報告書作成の依頼
平成20年６月～８月	法人による自己点検・自己評価作業
平成20年９月上旬	法人から評価委員会に実績報告書提出
平成20年10月～11月	実績報告書等に関して、法人の意見を聴取 実績報告書等に基づき、専門的な観点から総合的な評定を行い、中間評価を実施・取りまとめ

2　評価委員会の評定の視点

公立大学法人化により、無条件に業務が効率化したり、経費が削減されたりするというメリットがあるわけではありません。そこで、法人は、法人化によるメリットを活かすように創意工夫することが重要です。

また、公立大学法人であるからには、単に大学として意義ある活動を行うだけではなく、市民の合意が得られるような、本市が有する大学として意義ある活動を行うことが必要です。

そこで、評価委員会では、以下の視点を基本として中間評価を行ないます。

【視点】

(1) 理事長、学長のリーダーシップの下で、法人組織として機動的・戦略的な運営を行なっているか。

(2) 学生満足度の向上に向けて、学生の視点に立って教育の質の充実や大学運営に取り組んでいるか。
(3) 研究者の創意に基づく自主的研究とともに、学長のリーダーシップによる大学としての組織的・重点的な研究推進への取り組みが進んでいるか。
(4) 研究の推進に当たって、基礎的・学術的取り組みはもとよりであるが、同時に社会・文化への幅広い貢献に資するという視点が重視されているか。
(5) 大学改革により、自主・自立的組織としての意識改革が進んでいるか。
(6) 危機管理体制の確立と実践に積極的に取り組んでいるか。
(7) 人事管理や業務運営等において、柔軟な経営を行なっているか。
(8) 創意工夫を凝らして、自主・自立的な予算編成、機動性、弾力性のある予算執行をしているか。特に学長裁量経費等の活用による教育研究資源の戦略的配分が進められているか。
(9) 評価委員会による各年度の業務の実績報告に対する指摘事項を踏まえ、どのように改善してきたか。また、その他の評価についても、改善に反映させているか。
(10) 中期目標の達成に向けて、法人が中期計画に具体的に記載していない取組を実施しているか。
(11) 市民が誇りうる大学として、質の高い教育・研究の実績をあげているとともに、市民や社会に対する説明責任を果たしているか。
(12) 研究成果や知的財産の還元、市民医療の向上、生涯学習の場の提供など、地域貢献に積極的に取り組んでいるか。
(13) 産業界への技術移転など、産学連携に積極的に取り組んでいるか。
(14) 国際化の推進と国際社会への貢献に積極的に取り組んでいるか。
(15) 本市の抱える課題の解決へ向けて、研究や政策提言・策定等に積極的に貢献しているか。
(16) 安全で質の高い医療の提供に努めているか。

別 表

【参考】指標等の例

中期計画の項目		指標等の例
Ⅰ　大学の運営に関する目標を達成するための取組		
	1　教育の成果に関する目標を達成するための取組	・ 教養ゼミの学生レポート数 ・ クリニカルクラークシップの実施状況 ・ 休学、退学、留年者数 ・ 医師国家試験の合格率 ・ 卒業時進路決定者の比率 ・ 地域医療機関等への定着率 ・ 特許取得件数 ・ 研究成果の国際学術誌での掲載数 ・ 大学院進学率・合格率
	2　教育内容等に関する目標を達成するための取組	・ 入試倍率・応募者数 ・ 合格者の入学率 ・ センター試験での水準 ・ オープンキャンパス開催日数・時間数 ・ オープンキャンパス参加者数 ・ 進学ガイダンス開催回数・時間数 ・ 進学ガイダンス対応者数 ・ 募集要項のページ数 ・ 外国人留学生用募集要項のページ数 ・ FDの実施回数・参加者数・改善状況 ・ TOEFL500点達成率・達成数 ・ 英語による授業数・参加学生数 ・ TAの人数 ・ GPA制度の実施状況 ・ 専任教員以外（実務経験者など）の講義数 ・ 他大学・海外研究機関との単位互換数 ・ 他大学・研究機関との各種協定数・協定内容の実施数
	3　学生の支援に関する目標を達成するための取組	・ オフィスアワーの実施状況・相談数 ・ TAの人数 ・ 学生カウンセリングの受付状況 ・ 奨学金貸与率 ・ 就職率 ・ 就職相談の実施状況 ・ 卒業生の就職状況の管理状況
	4　研究に関する目標を達成するための取組	・ 他大学・研究機関との各種協定数・協定内容の実施数 ・ 特許出願数 ・ インターンシップの実施状況・関係企業等への就職状況 ・ 外部研究資金の申請状況・獲得状況 ・ 学術情報センター蔵書数・電子ジャーナル数
Ⅱ　地域貢献に関する目標を達成するための取組		・ エクステンションセンター活用日数・時間数 ・ エクステンション講座参加者数 ・ 他大学・研究機関との各種協定数・協定内容の実施数 ・ 横浜市主催・共催・後援事業への参画状況 ・ 高大連携の実施状況 ・ 学術情報センターの利用状況（学内・学外・市民利用）
Ⅲ　国際化に関する目標を達成するための取組		・ 海外研究者の招聘数 ・ 海外留学の実施大学数・学生数・国数 ・ 外国人留学生の受入れ数・大学数・国数

	・ 教員の海外渡航回数・人数 ・ 国際会議の開催数
Ⅳ　附属病院に関する目標を達成するための取組	
1　安全な医療の提供のための取組	・ カルテ開示等の回数 ・ 医療事故・インシデントの件数 ・ リスクマネジャーの配置 ・ 院内感染防止委員会の開催状況 ・ 感染防止マニュアルの整備状況
2　健全な病院経営の確立のための取組	・ ２病院の患者数 ・ 平均在院日数 ・ 外来・入院単価 ・ 人件費率 ・ 医薬材料比率 ・ 光熱水費 ・ 高額診断・治療機器の整備 ・ 医師の充足率
3　患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組	・ セカンドオピニオン外来件数 ・ 外来待ち時間の状況 ・ ２病院の市民講座開催数・参加者数 ・ 看護師の充足状況 ・ 患者からの意見の反映状況 ・ ボランティアの状況
4　高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組	・ ２病院の高度医療の数 ・ 競争的資金獲得の状況 ・ 研究受託の状況 ・ 知財の数 ・ 治験の数
5　良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組	・ 市大病院学会の開催件数 ・ 職員提案の件数 ・ 研修医数 ・ 医員数
Ⅴ　法人の経営に関する目標を達成するための取組	
1　経営内容の改善に関する目標を達成するための取組	・ 外部研究資金の申請状況・獲得状況 ・ 学費の収納率 ・ 学術情報センターの利用状況（学外・市民利用）
2　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき取組	・ 予算編成における重点配分方法・予算措置 ・ 授業評価アンケートの実施回数・回答率・改善状況 ・ 女性研究者数
3　広報の充実に関する目標を達成するための取組	・ ホームページへのアクセス件数
Ⅵ　自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組	・ 評価結果の指摘事項で改善した件数
Ⅶ　その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	
1　安全管理に関する目標を達成するための取組	・ ハラスメント防止研修の回数
2　情報公開の推進に関する目標を達成するための取組	・ ホームページへのアクセス件数

※　ここにあげた指標等は参考例です。